# 日本人材派遣協会 提出資料

社会保障審議会年金部会パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ からのヒアリングに対する協会の主張ポイント

【現況】人材派遣業界には、すでに 50000 ヵ所近い事業所が存在し、20000 社程の法人\* が存在する。

特定労働者派遣事業では(常用雇用者の派遣を行うので)、社会・雇用保険の加入 は必然的な手続きとなる。そこでこれを今回の議論から除外し、一般労働者派遣 事業に限ってみれば、事業所約 20000 ヵ所、法人約 15000 社\*となる。

当協会の会員数は、平成 19年1月22日時点で714社であるが、このほとんど全ては一般労働者派遣事業を営み、同事業総売上(3兆3263億円\*)の2/3を占めている。これらの会員には、従来から社会・雇用保険の加入を厳格に行うよう指導に努めている。これにより、会員各社も適用対象者の100%加入(加入手続き中含む)の実現に向いていると考える。

しかし、一般労働者派遣では、就業形態が極めて多岐に渡り、ケースごとに適用 判断が難しいことも多い。また、就業場所が派遣先となるので年金手帳の回収な どが円滑にいかないことも多い。

注) \*は、2006年度の厚生労働省の事業報告集計の数字。他は直近の数字。

参考資料1:厚生労働省労働力需給制度についてのアンケート調査(2004年10~11月調査)

■1週間の所定労働時間(残業時間は含まない)

	総数	20時間未 満	20時間以 上30時間 未満	30時間以 上40時間 未満	40時間以 上	不明
総数	2908	110	209	1739	771	79
	100	3.8	7.2	59.8	26.5	2.7
女性	1672	79	145	1075	328	45
	100	4.7	8.7	64,3	19.6	2.7
男性	1229	31	64	661	442	31
	100	2.5	5.2	53.8	36.0	2.5
登録型派遣労働者	1154	67	111	739	215	22
	100	5.8	9.6	64,0	18.6	1.9
常用労働者	1698	40	93	971	542	52
	100	24	5.5	57.2	31.9	3.1

■現在の派遣先で同一の業務に継続して派遣で働いている期間

	総数	3カ月未満	3ヵ月以上 ~6ヵ月未 満	6ヵ月以上 ~1年未 満	1年以上 ~1年6ヵ 月朱満	1年6カ月 以上~2 年未満	2年以上 ~3年未 満	3年以上 ~5年未 満	5年以上	不明	位; 人, %) 平均(ヵ 月)
総数	290B 100	133 4.6	251 8.6	577 19.8	443 15.2	319 11,0	412 14.2	353 12.1	232 8.0		
女性	1672 100	77 4,6	155	357	259	199	239	195	104 6.2	87	21.7
男性	1229 100	56 46	96	219	184	119	173	158	127	97	25.3
登録型派遣労働者	1154 100	72 62	133	285	182	126	162	105	46	43	18.3
常用労働者	1698	60 3.5	116	284	253	186	238	243	181	137	26.6

## ■年間勤務日数

	総数	~100日	101日~1 50日	151日~	201日~ 250日	251日~ 275日	276日以 上		位:人、%) 平均(日)
総数	2908 100	204 70	110 3.8	157 5.4	1816 625	270 9,3	83 2.9	268 9.2	
女性	1672 100	137	66 4.0	86	1031 61,7	138 8.3	39	175	
男性	1229 100	66 5.4	44	71	783	132	44	89	227.2
登録型派遣労働者	1154	140 12.1	51	71	646	80	32	134	100000000
常用労働者	1698 100	60	58	83	1137	185	49	125	231.3

参考資料 2:人材派遣健康保険組合在籍者・既喪失者の在籍期間分布 (2007年1月17日時点)

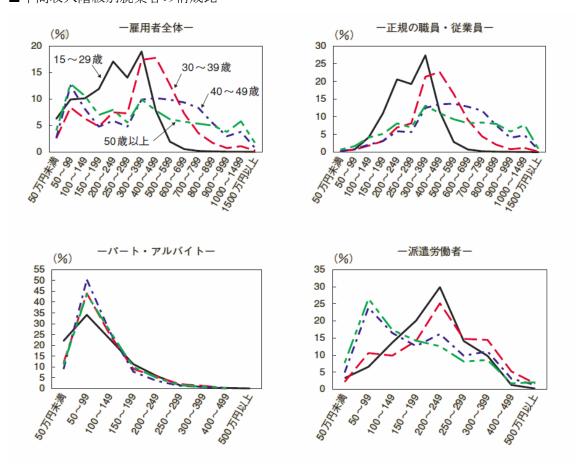
## 【被保険者(任意継続被保険者除く)】

在籍期間	在籍者	割合	既喪失者数	割合
1ヶ月未満	14,984 人	3.74%	27,022 人	4.36%
1~3ヶ月未満	40,604 人	10.15%	96,923 人	15.65%
3~6ヶ月未満	53,396 人	13.34%	130,055 人	20.99%
6~9ヶ月未満	45,418 人	11.35%	94,580 人	15.27%
9~12ヶ月未満	46,751 人	11.68%	82,623 人	13.34%
12~15ヶ月未満	23,577 人	5.89%	41,086 人	6.63%
15~18ヶ月未満	24,005 人	6.00%	34,327 人	5.54%
18~21ヶ月未満	18,649 人	4.66%	29,671 人	4.79%
21~24ヶ月未満	40,149 人	10.03%	24,324 人	3.93%
24~27ヶ月未満	9,741 人	2.43%	13,097 人	2.11%
27~30ヶ月未満	12,257 人	3.06%	10,702 人	1.73%
30~33ヶ月未満	7,973 人	1.99%	8,367 人	1.35%
33~36ヶ月未満	17,315 人	4.33%	8,232 人	1.33%
36~42ヶ月未満	11,081 人	2.77%	9,038 人	1.46%
42~48ヶ月未満	11,560 人	2.89%	5,597 人	0.90%
48ヶ月超	22,737 人	5.68%	3,820 人	0.62%
計	400,197 人		619,464 人	
平均在籍日数	513.2 日		316.8 日	

在籍被保険者数(任意継続被保険者含む	分 413,149 人	
2002年5月1日からの在籍者数	16,589 人	4.02%

### 参考資料3:総務省統計局「就業構造基本調査」2002年

#### ■年間収入階級別就業者の構成比



#### 【主張】

- ①厚生年金の適用対象になる、週の労働時間を20時間とすることには反対である。
  - ○現状、パート労働で働く派遣労働者(以下、パート型派遣)は扶養控除枠で就労を希望する者が多く、基準を下げることによる派遣労働者の加入希望は極めて少ないと思われる。
  - ○基準を下げることで、加入を希望しない派遣労働者はむしろ加入対象とはならないような就労条件(週 20 時間未満)にシフトする傾向が強くなると思われる。
    - (週20時間未満でも、年間通じて扶養控除枠ギリギリまで就労は可能である)
    - このことは、結果として派遣先での労働効率を低下させ(1人当たりの労働時間が減れば、その分人数を増やさざるを得ないのは当然)、派遣元・先双方の労務管理を無用に 煩瑣にするだけであるし、労働者本人の労働意欲を著しく削ぐ結果となる。
  - ○週20時間とは、週5日勤務の1日4時間労働ないし、週3日勤務1日8時間労働などのモデルが考えられる。2ヵ月を超えると加入になるので、おそらく平成17年度の常用雇用以外の労働者の常用換算数が約63万人(注)であることを考えると、この半数程度(直観値)は新たな加入対象に入ってくるであろう。常用雇用労働者約46万人は

もちろん、63 万人の内にも加入者はいるので、新基準での加入者は現行の加入者の約1.5 倍にはなるかと思われる。この負担増分は、派遣料金上昇に繋がるが、派遣先がどれほどの理解・協力を示すかは不明であり、とはいえ派遣元の営業利益内では吸収できないであろうから、必然的に原価の大半を占める派遣労働者の賃金設定に影響を及ぼさざるを得ない。

- 注) 平成 17 年の常用雇用ではない労働者は約 193 万人であるが、期中に派遣労働を開始(終了)した者や、週 30 時間以上労働の者などすでに加入中の者も存在する。
- ②派遣元に雇用されているパート型派遣の形態は、通常のパート労働者の雇用条件に比べて極めて多様であることを理解いただきたい。
  - ○直接雇用し自社に就労させる通常のパート労働は、人数が多くても、就労形態は幾つかのパターンに集約されている。しかし、パート型派遣は、派遣先の希望就労形態に沿って条件が設定される。(就業場所はもちろん、業務内容、時間、始業・就業時刻、シフトの有無、必要とされる就労人数 等様々)ので、その形態は極めて多様である。このため、事務処理は(適用判断も含めて)極めて煩瑣であり、多大な業務量となる。
- ③厚生年金の適用基準は、健康保険、雇用保険と一本化して欲しい。
  - ○適用基準の多様化は、繰り返しになるが派遣元の手続きを煩瑣(=複数回の手続き) にして業務量を増加させる。また、派遣労働者の理解を得づらく円滑な加入手続きを 不可能にする。(例えば、年金手帳の提出を拒否される→その説得にかかる労力や、強 制加入におけるクレーム対応等)
- ④適用基準の遵守においては、当協会の指導のみならず、関係省庁による厳しい監督をお 願いしたい。
  - ○当協会は会員に対して、社会保険、雇用保険に関する法律や関係省庁の指導を厳格に 遵守するよう求めていく。
  - ○しかし、当協会には、保険適用が遵守されているかどうかの調査権はないので、関係 省庁には、派遣各社に厳格・公平な調査・監督をお願いしたい。

#### ※派遣における「パート労働者」の定義:

派遣元に勤める正規従業員の所定労働時間より短時間で働く派遣先就労の派遣労働者

以上